

家畜衛生だより

- 監視伝染病発生状況
- 県内の家畜疾病発生状況
- ランピースキン病発生時の対応が変わりました
- 飼養衛生管理基準が変わりました！
- 鳥インフルエンザの流行シーズンに備えて
- 家畜伝染病発生時の手当金について
- 畜産研究センター・養鶏研究所の試験研究の取り組み～黒毛和種供卵牛の新たな選抜指標について～
- 家畜改良増殖法の改正から 5 年が経ちました
- 令和 7 年度愛媛県産畜産物消費拡大応援事業 「おいしく応援！愛媛の畜産」
- 水質汚濁防止法の暫定排水基準の見直しについて

監視伝染病発生状況

○家畜伝染病発生状況（令和 7 年 4 月～令和 7 年 8 月）

畜種	病名	発生場所	発生月	戸数	頭羽群数
牛	ヨーネ病	高知県	6	1	1

○届出伝染病発生状況（令和 7 年 4 月～令和 7 年 8 月）

畜種	病名	発生場所	発生月	戸数	頭羽群数	発生場所	発生月	戸数	頭羽群数
牛	牛伝染性リンパ腫	鳥取県	5, 6	6	6	島根県	5	1	1
		岡山県	4～6	6	21	山口県	4～6	6	6
		広島県	4～6	4	9	徳島県	4～6	6	6
		香川県	4～6	7	13	高知県	6	1	1
		愛媛県	6～8	4	4				
牛	牛ウイルス性下痢	島根県	5	1	1				
	アイノウイルス感染症	島根県	4	1	4				
豚	豚丹毒	島根県	4～6	1	3	山口県	5	2	3
		広島県	5, 6	1	2	高知県	4～6	4	4
		香川県	4, 6	2	5	愛媛県	7	1	1
鶏	マレック病	高知県	5	1	2				
	鶏伝染性気管支炎	香川県	4	1	4				
	伝染性ファブリキウス嚢病	岡山県	5	1	5	鳥取県	4	1	4
蜜蜂	アカリンドニ症	広島県	4	1	1				
犬	レプトスピラ症	愛媛県	6, 8	2	2				

県内の家畜疾病発生状況

(令和7年4月末掲載分～令和7年8月)

【牛伝染性リンパ腫】【届出伝染病】

発生管内	発生月	畜種	月齢	戸数	頭数	主な症状
南予	6月	乳用牛	52	1	1	体表リンパ節・腹腔内リンパ節腫大、貧血
	7月	乳用牛	112	1	1	
	8月	乳用牛	37	1	1	
		肉用牛	45	1	1	
【対策】 ○農場内の定期検査と抗体陽性牛の隔離・早期更新 ○吸血昆虫対策 ○凍結や加熱処理を行った初乳の給与 ○牛舎周囲の除草及び消毒の徹底						

【牛ロタウイルス病】

発生管内	発生月	畜種	月齢	戸数	頭数	主な症状
南予	4月	肉用牛	6,7	2	3	下痢、食欲不振
【対策】 ○畜舎消毒の徹底 ○発症牛の早期隔離 ○初乳の的確な給与 ○ワクチン接種						

【牛マイコプラズマ肺炎】

発生管内	発生月	畜種	月齢	戸数	頭数	主な症状
南予	4月	肉用牛	1~4,6	1	7	発咳、発熱、食欲不振
	7月	肉用牛	13	1	1	
【対策】 ○畜舎消毒の徹底 ○飼養環境の改善 ○ストレスの低減						

【牛コクシジウム症】

発生管内	発生月	畜種	月齢	戸数	頭数	主な症状
南予	4月	乳用牛	6	1	1	血便、食欲不振、流涎
【対策】 ○敷料の交換、消毒 ○飼槽の清掃 ○抗コクシジウム剤の投与						

【豚丹毒】【届出伝染病】

発生管内	発生月	畜種	日齢	戸数	頭数	主な症状
中予	7月	豚	105	1	1	菱形疹、食欲不振、急死
【対策】 ○畜舎消毒の徹底 ○ワクチン接種 ○有効薬剤の投与						

【豚胸膜肺炎及び豚パストツレラ症】

発生管内	発生月	畜種	日齢	戸数	頭数	主な症状
南予	4月	豚	19	1	1	発育不良
【対策】 ○飼養環境の改善 ○ストレスの低減 ○有効薬剤の投与						

【滲出性表皮炎】

発生管内	発生月	畜種	日齢	戸数	頭数	主な症状
南予	4月	豚	51	1	1	発育不良、皮膚に痂皮形成
	5月	豚	9	1	1	
【対策】 ○飼養環境の改善 ○豚同士の闘争防止 ○豚体消毒						

【豚レンサ球菌症】

発生管内	発生月	畜種	日齢	戸数	頭数	主な症状
南予	5月	豚	57	1	1	眼瞼浮腫、歩行困難
【対策】 ○有効薬剤の投与 ○ストレスの低減 ○ワクチン接種						

【豚サーコウイルス関連疾病（PCVAD）】

発生管内	発生月	畜種	日齢	戸数	頭数	主な症状
東予	7月	豚	30～60	1	4	発育不良、流死産

【対策】 ○飼養環境の改善 ○畜舎消毒の徹底 ○ワクチン接種

【鶏コクシジウム症】

発生管内	発生月	畜種	日齢	戸数	羽数	主な症状
中予	4～6月	肉用鶏	65	2	770	血便、肉様便
南予	5月	肉用鶏	27	1	267	急死、血便

【対策】 ○畜舎消毒の徹底 ○抗コクシジウム剤の投与

【鶏クロストリジウム・パーフリンゲンス感染症及び鶏コクシジウム症】

発生管内	発生月	畜種	日齢	戸数	羽数	主な症状
南予	7月	採卵鶏	140	1	148	急死、血便

【対策】 ○畜舎消毒の徹底 ○ストレスの低減 ○生菌剤の投与

ランピースキン病発生時の対応が変わりました

昨年、ランピースキン病が国内で初めて九州地方で22例230頭発生したことを受けて、家畜伝染病予防法関係政令が制定され、ランピースキン病は令和7年7月28日から令和8年7月27日までの間、「家畜伝染病」と同等の扱いとなりました。

＜発生時の対応＞

		改正前（届出伝染病）	改正後（家畜伝染病と同等の扱い）
発生農場	殺処分	真症牛及び疑症牛の自主淘汰を検討	患畜及び疑似患畜に対して知事命令に基づき殺処分
	汚染物品 （生乳、精液）	移動及び出荷を自粛し、廃棄	家畜防疫員の指示に従い、焼却・埋却処理
	移動及び出荷	自粛	移動を制限
	緊急ワクチン接種	規定なし	あり
	手当金の交付	なし	あり
周辺地域	ベクター防除対策 健康観察の徹底	発生農場を中心とした半径20km 以内の農場	都道府県全域の農場 家畜市場等の家畜集合施設の所有者
	電話による異状確認	発生農場を中心とした半径10km 以内の農場	発生農場を中心とした半径1km 以内の農場
	移動制限	制限なし	発生農場を中心とした半径5km 以内の農場
	緊急ワクチン接種	発生農場を中心とした半径20km 以内の農場	①発生農場及び発生農場を中心とした半径5km 以内の農場 ②発生農場を中心とした半径20km まで拡大した範囲の農場（広い範囲で ワクチン接種が必要と考えられる場合）
	予防的ワクチン接種	規定なし	原則実施しない 種畜及び動物園等の畜産の用に供されて いない牛等は発生状況に応じて 接種を判断

飼養衛生管理基準が変わりました！

飼養衛生管理基準は、家畜の飼養に係る衛生管理の方法に関し、家畜の所有者が遵守すべき事項として定められたものです（家畜伝染病予防法第 12 条の 3）。本基準は、平成 16 年に施行され、おおむね 5 年ごとに見直されています。直近では令和 3 年 10 月に一部改正があり、本年 10 月 1 日に下記項目について変更されました。本改正に伴い、定期報告様式の変更がありますので御注意ください。なお、非商用家畜については、令和 8 年 10 月 1 日施行され、次年度（令和 9 年 2 月）の定期報告から適用になります。

鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥（家きん）

① 対象家きんにエミューを追加

② 分割管理の導入の検討

☆分割管理の取組みは家保の確認や指導を受けましょう

③ 再発・密集等高リスク地域対策

大臣指定地域*1の指定、農場における消毒薬散布等の防疫対策の計画、農場周辺の野鳥生息状況や侵入リスクの把握

*1：大臣指定地域とは、過去に複数の発生があり他の地域より発生リスクが高く、また、家きん農場が密集し連続発生リスクが高いと考えられることから、予め農林水産大臣が指定した地域のことです。当該地域に所存する農場に対し、消毒薬の備蓄等の準備や野鳥誘因防止対策の実施及び検討を行うことが追記されました。

④ その他、類似・重複する項目の統廃合等の項目の整理

牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊、豚及びいのしし並びに馬

① 分割管理の導入の検討

☆分割管理の取組みは家保の確認や指導を受けましょう

② その他、類似・重複する項目の統廃合等の項目の整理

【NEW】 商用出荷を行わない小規模農場において飼養される家畜（非商用家畜*2）

① 自らが飼養する家畜の感染予防及び疾病の早期発見・早期通報に関する基本的な事項を項目とする新たな基準を設定（令和 9 年 2 月の定期報告より）

*2：非商用家畜とは、小規模農場（牛・水牛・馬：1 頭、鹿・めん羊・山羊・豚・いのしし：6 頭未満、鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥：100 羽未満、エミュー・だちょう：10 羽未満）で飼養される家畜であり、かつ、生きた家畜及び乳、卵等の生産物の出荷を行っていない農場で飼育されている家畜



おねがい

近年多くの家畜伝染病が国内外問わず発生しており、昨年度は、県内でも豚熱や高病原性鳥インフルエンザの発生がありました。今一度、飼養衛生管理基準について、飼養衛生管理責任者だけでなく、関係者の皆様で情報共有し、遵守に努めていただきますようお願いいたします。

鳥インフルエンザの流行シーズンに備えて

昨シーズンの高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）は、令和6年10月17日に北海道で初事例を確認し、これは平成16年に79年ぶりに本病が発生して以降、最も早く、また、5シーズン連続の発生となりました。その後、令和7年2月1日の最終発生までに14道県51事例の約932万羽が発生が確認され、本県でも令和6年12月に2事例4農場で発生、約34.1万羽が殺処分されました。また、野鳥においては令和6年9月30日に回収された北海道のハヤブサで確認以降、令和7年6月までに19道県227事例が確認されており、全国的に長期間にわたり本病の発生リスクが高い状況であったと考えられます。

昨シーズンの疫学調査報告を踏まえ、農林水産省から今シーズンの対策のポイントが以下のとおり提言されました。さらに、令和7年9月12日に韓国の家きん農場でのHPAI発生、令和7年10月15日に北海道で回収された野鳥からHPAIウイルスの検出、令和7年10月22日には北海道の家きん農場でHPAI発生が確認されたところですので、特に以下の点に留意して防疫対策の徹底をお願いします。

① 重点対策期間（11月～翌年1月）における対策の徹底

昨シーズンは1月に愛知県、岩手県、千葉県の家きん農場集中地域で連続して発生し、1月だけで34事例にのぼりました。また、例年12～1月が発生ピークとなっているため、特にこの期間はより一層の防疫対策の徹底をお願いします。

② 早期発見・早期通報の徹底

通報の遅れは、農場内でのウイルスの急増を招き、周辺農場への重大なまん延リスクになります。家きんの様子が普段と少しでも異なると感じた時は、ためらうことなく家畜保健衛生所に連絡をお願いします。

③ 地域一体となった対策

地域農場が協力し衛生管理の水準の向上を図るとともに、野生動物の隠れ家となるような農場周辺の不要な樹木の除去など地域一体となった対策をお願いします。

④ 農場における野鳥・野生動物の誘引防止

堆肥舎の防鳥ネット設置不備により、野鳥を誘引している事例がありました。防鳥ネットを適切に設置・使用するのはもちろんのこと、定期的な点検と速やかな修繕を実施してください。また、死鳥及び廃棄卵は堆肥舎で処理せず、焼却等による適切な処分をお願いします。

⑤ 塵埃を介した家きん舎へのウイルス侵入リスクの低減

家きん集中地域においては、少なくとも本病のシーズン中は、気候条件に応じて入気口へのフィルター、不織布の設置や細霧装置の使用等による塵埃対策に努めてください。

⑥ 農場・家きん舎への人・物を介したウイルスの侵入防止

外部事業者を含め、衛生管理区域内では飼養衛生管理の遵守徹底をお願いします。

国内で高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されています。

防疫対策の徹底と異常鶏の早期通報をお願いします。

家畜伝染病発生時の手当金について

口蹄疫、豚熱（CSF）、高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）等の家畜伝染病発生時は、まん延防止のために家畜伝染病予防法（以下「家伝法」とする）に基づく殺処分の防疫措置を実施しますが、家伝法では経営の継続のための支援金として、患畜又は疑似患畜及び焼埋却した汚染物品について手当金及び特別手当金が交付されます。ただし、家畜伝染病の発生又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかった者等については、その全部又は一部が交付されない、又は返還を求められることとなっており、発生事例ごとに飼養衛生管理の状況、早期通報の実施状況、まん延防止への協力等の状況について総合的に勘案し、その減額率が決定されます。

【主な減額理由】

- 飼養衛生管理基準違反
 - ・衛生管理区域専用の衣服・靴の着用等の交差汚染防止対策の不徹底
 - ・衛生管理区域に乗り入れた車内における交差汚染防止対策の不徹底
 - ・谷水や井戸水を使用する際の消毒の不徹底
 - ・畜舎に出入りする際の手指消毒（手袋交換）の不徹底
 - ・家畜の畜舎間移動時の通路消毒の不徹底
 - ・畜舎に重機・一輪車等を持ち込む際の消毒の不徹底
- 早期通報違反
 - ・死亡頭数増加等の異状が確認されていたにもかかわらず、家畜保健衛生所への**通報が遅延**
- 虚偽報告
 - ・早期発見・まん延防止のために家畜保健衛生所が実施する報告徴求の際に**虚偽の報告**を実施

今般、昨今の発生を踏まえて手当金の減額の考え方について見直しが行われました。飼養衛生管理基準の不遵守や早期通報違反について、発生予防及びまん延防止への影響を考慮し、減額の決定に当たってはメリハリのある評価が行われることとなり、令和 7 年 10 月以降の発生から適用されます。

下記ポイントを確認し、今一度、農場の飼養衛生管理基準の確認と遵守徹底に努め、万が一家畜に異状を認めた際には、ためらうことなく家畜保健衛生所に通報し、まん延防止への協力をお願いします。

【見直しポイント】

- 早期通報の実施状況をより重視

特定症状の通報の遅れは、病原体の増殖による伝染病の地域内でのまん延の大きなリスクとなりえることから、**早期通報の実施状況**について、減額理由の特に重要なものと位置づけられました。

一方、記録の備え付け等早期通報が果たされれば相対的に重要度の下がる項目については、比較的影響を小さく勘案されます。
- 飼養衛生管理基準の連続不遵守項目をより重視

再発事例において**度重なる飼養衛生管理基準の不遵守**が認められたことから、減額理由の特に重要なものとして位置づけられました。

畜産研究センター・養鶏研究所の試験研究の取組み ～黒毛和種供卵牛の新たな選抜指標について～

受精卵移植技術は、個体改良の促進、優良血統の増産につながることから、繁殖和牛農家や酪農家に広く利用されている技術であり、愛媛あかね和牛の増産にも活用されています。

供卵牛は、黒毛和種の場合、血統や産肉能力から優れた個体が選抜されますが、個々の受精卵生産能力は差が大きく、能力が低い供卵牛は、採取する受精卵数が少なくなります。また、受精卵生産能力を事前に把握することは難しく、課題となっています。

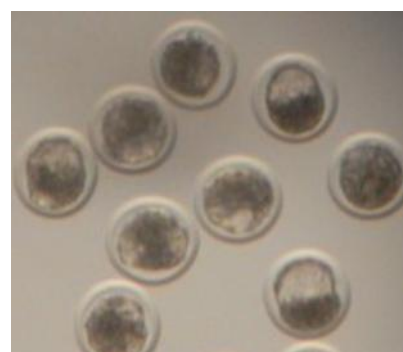
そこで畜産研究センターでは、供卵牛の受精卵生産能力を調査し、高い受精卵生産能力を持つ供卵牛の選抜指標を確立するため「牛受精卵効率的生産技術確立試験（令和4～6年度）」に取り組みましたので、主な研究成果を紹介します。

【1】供卵牛の遺伝的能力、卵巢反応性の調査

黒毛和種供卵牛 34 頭の GRIA1 遺伝子（性腺刺激ホルモンの産生量に関与）、抗ミュラー管ホルモン（AMH）濃度（卵巢中の卵胞数を反映）と受精卵採取成績との関係性を調査した結果、GRIA1 遺伝子 GG 型かつ AMH 濃度が高値の牛の受精卵採取成績が最も良好でした。

【2】供卵牛の採胚時年齢

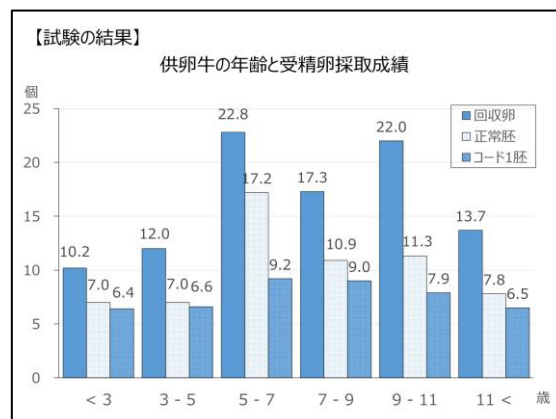
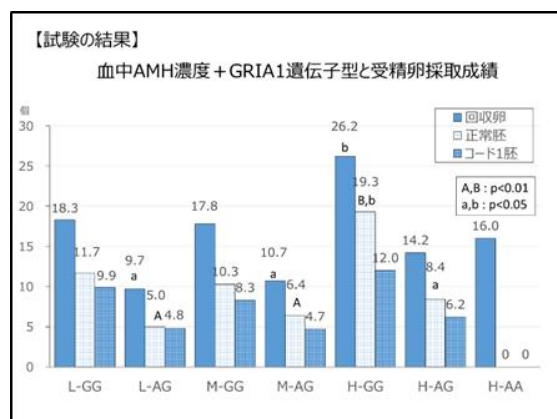
供卵牛の採胚時年齢と受精卵採取成績を調査した結果、回収胚数では 5 歳～11 歳未満、最も良好な品質のコード 1 胚数では 5 歳～9 歳未満が良好な成績でした。



<採取した受精卵>

以上の結果から、受精卵採取成績を向上させるため、関係性の高い要因である GRIA1 遺伝子 GG 型、AMH 濃度高値及び 5 歳～9 歳未満を供卵牛の選抜指標の 1 つとする

ことで、良好な受精卵採取成績が期待でき、県内肉用牛農家の生産振興、経営改善の一助となると考えています。GRIA1 遺伝子型、抗ミュラー管ホルモンの検査は民間検査機関で実施しています。検査の実施を検討し、検査機関が不明な場合はお問合せください。



家畜改良増殖法の改正から5年が経ちました

家畜改良増殖法の一部改正、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律の制定後に開始した家畜人工授精所の立入検査は、今年7月に県内全ての初回検査が完了しました。1 回目の立入検査が完了した家畜人工授精所についても、2 回目の検査を開始していますので、今一度法改正の趣旨を確認しましょう。



【1】背景

平成 30 年 6 月、黒毛和牛の凍結精液と受精卵が動物検疫所の検疫を受けずに、不正に中国へ持ち出される事案がありました。幸い、持ち出し自体は中国の検疫所で食い止められましたが、日本の貴重な資源である和牛の遺伝資源が、海外で不正に流通する寸前でした。

この不祥事には家畜人工授精師が関わっており、有資格者への信頼の確保と、日本の家畜遺伝資源を保護するため、令和 2 年に「家畜改良増殖法の一部を改正する法律」と、「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」が制定されました。

【2】法改正の概要

「家畜改良増殖法の一部を改正する法律」では、① 他人に譲渡する目的で家畜遺伝資源を保存する場所を家畜人工授精所等に限りに、有資格者による管理を担保すること、② 和牛の精液と受精卵を『特定家畜人工授精用精液等』と定めて、家畜人工授精所はこれらの生産・流通・保存の記録を残すこと等により、家畜遺伝資源の管理方法を厳格化しました。

また「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」では、和牛の遺伝資源を知的財産と認めただうえで、① 不正競争行為（詐欺や窃盗等で相手の同意なく奪う。奪った物から生まれた牛や遺伝資源、更にそこから生まれた牛や遺伝資源も対象）を定義、② 不正競争への救済措置を整備（差し止め請求等）、③ 不正競争を行った者への罰則を定める、④ 譲渡・譲受についての契約を推進すること等により、家畜遺伝資源の意図しない流通を防ぐことを目的としました。

精液・受精卵の流通管理を徹底しましょう

家畜人工授精所の開設者、家畜人工授精師・獣医師、畜産農家、精液・受精卵生産事業者においては、精液・受精卵の譲渡と使用の時に、必ずラベルとストローの記載内容を確認し、正しくラベル等を扱ってください。特に、家畜人工授精師や獣医師は、日ごろから家畜人工授精簿の適切な記録・保存、授精証明書・移植証明書の適切な交付について注意をお願いします。

また、家畜人工授精所の開設者は、毎年の運営状況報告が義務付けられているので注意をお願いします。

令和 7 年度愛媛県産畜産物消費拡大応援事業
おいしく応援！愛媛の畜産

県では、愛媛県産畜産物の認知度向上と消費拡大を図るために、令和 7 年度愛媛県産畜産物消費拡大応援事業を実施しています。事業では、「おいしく応援！愛媛の畜産」のキャッチフレーズのもと、県産畜産物の魅力を愛媛県内に発信するとともに、各種イベントやプロモーション活動を実施しています。

事業特設サイトでは、各種活動の情報発信及び県産畜産物ブランドを紹介しています。掲載ブランドについては畜種を問わず随時募集中ですので、掲載のご希望がありましたら、畜産課畜産係（089-912-2576）までご連絡ください。



(事業統一ロゴマーク)

「おいしく応援！愛媛の畜産」サイトはこちら→



○主な活動内容

- ・ 県産畜産物を使った料理教室の開催
- ・ マスメディアによる情報発信（料理番組・特集番組）
- ・ インフルエンサーや地元スーパーと連携した PR 活動やキャンペーンの実施
- ・ 県内イベントでの PR 活動

<p>料理教室</p>	<p>マスメディア情報発信</p>
	
<p>インフルエンサーのレシピ動画</p>	<p>県内農産物イベントでの PR 活動</p>
	

水質汚濁防止法の暫定排水基準の見直しについて

畜産農業には、水質汚濁防止法に基づき排水規制が適用されています。特定事業場（特定施設を有する事業場）から公共用水域（河川、湖沼、港湾、沿岸海域等）へ排水する場合、排水基準値をクリアすることが必要です。

畜産農業では、下記の表に示す施設が対象となり、各保健所への届出が必要です。

＜特定施設の総面積＞		
50 m ² 以上の豚房	200 m ² 以上の牛房	500 m ² 以上の馬房

畜産農業で注意が必要な水質項目

健康項目（全ての特定事業場が対象）

- ・アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（硝酸性窒素等）等

生活環境項目（日平均排出水量が 50 m³以上の特定事業場が対象）

- ・生物化学的酸素要求量（BOD）又は化学的酸素要求量（COD）、浮遊物質量（SS）
大腸菌群数、全窒素含有量、全りん含有量 等

畜産農業については、暫定排水基準値が設けられており、下記の表のとおり令和 7 年 7 月 1 日以降の基準が見直されました。

なお、畜産事業者の方は、排出水の水質項目について、1 年に 1 回以上の測定と記録及び 3 年間の保存が義務付けられているのでよろしくお願ひします。

項目	暫定排水基準値	暫定排水基準値の適用期限	一般排水基準値
硝酸性窒素等	豚房施設 400mg/L	令和 10 年 9 月末	100mg/L 牛房及び馬房施設は 一般排水基準値
※全窒素含有量	130mg/L (日間平均 110mg/L)		120mg/L (日間平均 60mg/L)
※全りん含有量	22mg/L (日間平均 18mg/L)		16mg/L (日間平均 8 mg/L)

※) 全窒素及び全りんについては、閉鎖性海域に排出する日平均排出水量 50 m³以上の養豚事業場が対象。

注) 水域や自治体により規制が異なる場合がありますので、詳細は自治体にお問い合わせください。

“ご相談、お問い合わせは、こちらへ”

<p>愛媛県畜産課 Tel (089) 912-2575 Fax (089) 912-2574</p> <p>東予家畜保健衛生所 Tel (0897) 57-9122 Fax (0897) 57-9155</p> <p>中予家畜保健衛生所 Tel (089) 990-1333 Fax (089) 955-1234</p> <p>南予家畜保健衛生所 Tel (0894) 62-0026 Fax (0894) 62-1120</p>	<p>家畜病性鑑定所 Tel (089) 990-1341 Fax (089) 955-1234</p> <p>家畜病性鑑定所南予分室 Tel (0894) 62-2270 Fax (0894) 62-1120</p> <p>畜産研究センター Tel (0894) 72-0064 Fax (0894) 72-0065</p> <p>畜産研究センター養鶏研究所 Tel (0898) 66-5004 Fax (0898) 66-5093</p>
--	--